

番 号：諮問第162号

答申日：令和元年9月11日

答 申

第1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった別表ア（下線部を除く。）及びイに記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った非開示決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成28年和歌山県条例第12号）による改正前の和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、別表に記載の請求日に別表ア及びイに記載の2件の公文書開示請求を行った。
- 2 実施機関は、異議申立人に対し、別表アについては開示決定等期限延長を行った上で、当該開示請求に対し、別表ア（下線部を除く。以下第2の4を除き同じ。）及びイに記載する非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成27年8月13日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）による改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第4条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。
- 4 なお、本件異議申立ての対象とはなっていないが、別表アの下線部について、実施機関は、「地籍調査認証 平成16年度 岩出市船戸の一部地区」と特定し、別途部分開示決定を行い、異議申立人に通知している。（諮問第164号として審議）

第3 異議申立ての内容要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、2件とも「作成又は取得していない理由で保有していない」のは嘘であるため、本件処分を取り消し、「誤りが無いことの理由」の開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

なお、異議申立人は、審査会における説明及び意見の陳述を行わなかった。

- (1) 和歌山県知事は、現に平成21年9月25日付地づ第159号請求で岩出市長宛「認証書」に「誤りがない」を記載する。既に交付していながら非開示決定は矛盾する。
- (2) 非開示決定をしたいのであれば、岩出市にした認証も取り消すべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書、異議申立てに対する理由説明書並びに審査会における説明及び意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

地籍調査では、事業実施主体が登記所地図（いわゆる公図）等を基礎として「調査図素図」を作成するとともに登記所の登記簿を基礎として「地籍調査票」を作成する。

次に、事業実施主体は、現地で所有権者等の立会により筆界の確認を行い、その結果を「地籍調査票」に記録し、署名押印をもらうとともに、「調査図素図」には確認した事項を図示する。（その図の名称は「調査図」となる。）

現地立会で確認した筆界を測量し、地籍測定（面積を求めること）を終了したときは、「調査図」や「地籍調査票」をもとに「原図」と「地籍簿案」を作成する。

「原図」と「地籍簿案」は閲覧に供され、異議申立ての機会を経て「地籍図」と「地籍簿」という成果になり、事業実施主体はこれら成果について県に認証を請求する。

認証者である県は、その成果に測量若しくは政令で定める限度以上の誤差があるかどうかを国の検査規程に基づき検査する者であり、県の検査後は国の承認を得て認証を行い、成果は登記所へ送付される。

別表アの請求については、地籍調査は筆界を確認していく調査であり、「大字を重複させたり、それを適正であると認定したり」という処分行為を行うものではな

いため、請求文書は作成又は取得しておらず、非開示決定を行ったものである。

別表イの請求については、県は認証者として地籍調査の成果（「地籍図」及び「地籍簿」）を保有しているが、異議申立人が求める「大字が別の大字を押しやった」根拠となる公文書は、事業実施主体でない県は作成又は取得しておらず、非開示決定を行ったものである。

なお、実施機関は、異議申立人に対し、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条に基づく認証者として県は地籍調査の成果を所有しており、地名地番の調査時における根拠資料は地籍調査の事業主体でない県では保有していないことを教示している。

第 5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、第 1 条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

2 本件処分の妥当性について

(1) 本件開示請求の内容について

本件開示請求の内容は別表ア及びイのとおりであり、以下それぞれについて処分の妥当性を判断する。

(2) 別表アに対する判断

実施機関は、地籍調査とは筆界を確認していく調査であり、「大字を重複させたり、それを適正であると認定したり」という処分行為を行うものではないことから、「作成又は取得していない」ため非開示決定を行った旨説明する。

地籍調査の性質について、実施機関の説明に矛盾はなく、そうすると本件対象公文書を「作成又は取得していない」との主張は特段不合理ではない。

(3) 別表イに対する判断

実施機関は、県は認証者として地籍調査の成果は保有しているが、異議申立人が求める「大字が別の大字を押しやった」根拠となる公文書は、事業実

施主体でない県は「作成又は取得していない」ため非開示決定を行った旨説明する。

当審査会が実施機関から提出を受けた資料を検討したところ、異議申立人のいう根拠となる公文書については存在しなかった。また、実施機関の説明からしても、本件対象公文書を「作成又は取得していない」との理由は特段不合理ではない。

(4) 小括

(2) 及び (3) から、実施機関が「作成又は取得していない」として非開示決定を行った本件処分は妥当である。

3 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
平成27年8月20日	○諮問（実施機関）
平成27年9月1日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成29年3月16日	○審議
平成29年4月25日	○審議
平成30年11月14日	○審議
平成31年2月12日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成31年2月18日	○実施機関からの資料を受理
平成31年3月6日	○審議
平成31年3月27日	○審議
令和元年5月14日	○審議
令和元年6月4日	○審議

[別表]

本件開示請求の内容

	請求日	請求内容	決定
ア	平成 27 年 7 月 15 日	平成 21 年 9 月 25 日付地づ 第 159 号認証書に記載される 21. 8. 6 岩市事第 870 号請求 について、 <u>請求書原本、適用 法令名、地籍図、地籍簿、大 字船戸字宮北原や字北原が大 字山崎に重複したことが適正 であることが判る公文書</u>	平成 27 年 8 月 13 日付 け地政第 04170002 号の 12 「作成又は取得してい ない」理由による非開 示決定
イ	平成 27 年 8 月 6 日	平成 17 年度山崎・清水の一 部地区 (406) の地籍簿は元々 あった大字山崎が平成 16 年 度岩出市船戸の一部地区 403 地籍図一覧表が上三毛から移 動して来た為に東側へ押しや られている。この理由がわか る根拠となる公文書の開示原 本。	平成 27 年 8 月 13 日付 け地政第 04170002 号の 14 「作成又は取得してい ない」理由による非開 示決定